

# 平成 28 年度山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」 トライアル販売実施要領

## 第 1 目的

県内企業の売れる商品づくりを支援し、山形県産業の活性化を図るとともに、新たな県産品の発掘により、アンテナショップの情報発信機能を強化することを目的としてトライアル販売を実施する。

## 第 2 トライアル販売の概要

山形県内の事業者から募集した県産品を、山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」（以下「プラザ」という。）で一定期間（3か月）、山形県アンテナショップ物販部門運営事業者（以下「運営事業者」という。）が委託販売を行う。

販売終了後に、販売状況に係る情報を事業者にフィードバックする。

## 第 3 トライアル販売品の応募要件

次のすべてに該当する商品であること。

- (1) 県産品であること。県産品とは主たる事業所が山形県内に所在する製造業者（加工品の製造を行う農業生産法人等を含む。）が、山形県内で製造した商品。
- (2) 申込時において、発売後 5 年以内の加工食品であること。
- (3) これまでプラザの特産品販売フロア（イベントコーナーを除く）の通常商品として取り扱っていない商品であること。
- (4) 食品衛生法、JAS 法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (5) JAS 法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること。
- (6) 賞味・消費期限が 1 週間程度以上のもの
- (7) PL（製造物責任）保険（同等以上の賠償責任保険でも可）に加入していること。
- (8) トライアル販売期間（3か月）安定供給できるものであり、販売数量に著しい限定がなく、山形県内でも一般的に購入できる商品であること。
- (9) 運営事業者が試食販売を行う場合に、試食品を提供できること。

## 第 4 トライアル販売期間

トライアル販売期間は、3 か月を単位とする。

第 1 期 平成 28 年 7 月～9 月 第 2 期 平成 28 年 10 月～12 月

第 3 期 平成 29 年 1 月～3 月

## 第 5 トライアル販売品の申込みをできる者

主たる事業所が山形県内に所在する製造業者

## 第 6 トライアル販売品の募集・申込み

- 1 県は、下記の日程により、トライアル販売品の申込者を募集する。

- (1) 第1期募集期間：平成28年4月25日（月）～5月24日（火）
  - (2) 第2期募集期間：平成28年7月1日（金）～7月29日（金）
  - (3) 第3期募集期間：平成28年10月3日（月）～10月31日（月）
- 2 トライアル販売品の申込みを希望する者は、前項に定める募集期間内にトライアル販売申込書（様式1～3）に、次に定める必要書類を添付のうえ、下記申込窓口あて持参または郵送により申し込むものとする。

- (1) PL保険証書等の写し
  - (2) 食品貼付表示の写真（表示内容がわかるように撮影すること）
  - (3) 商品の写真（中身、パッケージ）
  - (4) 商品のパンフレット
  - (5) 会社のパンフレット又は本社・工場等の写真
- (2)(3)(4)は1商品ごとに提出

申込窓口：山形県商工労働観光部商業・県産品振興課 県産品振興担当

〒990-8570

山形県山形市松波二丁目8番1号

電話：023-630-2190

- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に窓口を持参すること。
  - ・ 郵送の場合は、募集期限必着とする。
- 3 トライアル販売品は、トライアル販売各期につき2商品まで申し込み可能とし、優先順位の高いものから記載するものとする。

## 第7 トライアル販売品の選定

県は、トライアル販売の申込商品の中から以下により、トライアル販売品を選定する。

- (1) 選定するトライアル販売品は、トライアル販売各期につき20商品以下とする。
- (2) 申込者多数の場合は抽選により選定する。
- (3) 1申込者あたりの販売選定商品数は、トライアル販売各期につき1商品限りとする。  
ただし、申込者が少ない場合は、1申込者あたり2商品選定することができる。

## 第8 トライアル販売品の決定

- 1 県は、選定したもののの中から以下により、トライアル販売品を決定する。
  - (1) 施設の制約等から販売することが困難なものでないこと
  - (2) 商品の品質及び衛生管理が適正に行われていること
  - (3) 運営事業者と選定された申込者の間で、商品に係る販売条件について合意がなされること
- 2 県は、決定にあたって専門の知識が必要な場合には、運営事業者に当該商品にかかる確認等を依頼することができる。

- 3 県は、トライアル販売品を決定したときは、申込者に通知するものとする。
- 4 第1期又は第2期においてトライアル販売品とならなかった申込者が、次期への申込みを希望した場合は、当該申込みを次期に繰り越すものとする。
- 5 トライアル販売品となったことがある商品については、再度申し込むことができないものとする。

## 第9 トライアル販売の方法

- 1 運営事業者は、決定したトライアル販売品をプラザにおいて第4に定める期間販売する。
- 2 トライアル販売は、委託販売とする。
- 3 販売手数料は、トライアル販売価格の20%とする。
- 4 プラザへの商品納入及び返品等は、申込者の負担とする。  
返品等には、販売期間が終了した場合のほか、賞味期限が切れた場合や賞味期限が近づいた場合で運営事業者がやむを得ないと判断した場合を含む。
- 5 申込者は、期間中イベントコーナーを活用し、直接、消費者から情報を収集することができる。
- 6 運営事業者は、販売情報をフィードバックするための試食販売を行うことがあるが、この場合の試食品は申込者の負担とする。
- 7 運営事業者は、期間中商品の改善点等について随時申込者にアドバイスすることができる。
- 8 運営事業者は、トライアル販売終了後2週間以内に販売実績等の報告を県にするものとする。
- 9 運営事業者は、販売実績額から販売手数料の20%を差し引いた額を申込者に支払うものとする。  
試食用や破損等により販売を行わなかった商品については、販売実績額に含まないものとする。
- 10 県は、運営事業者から前項に定める報告を受けたときは、当該トライアル販売品の報告書をまとめて申込者に通知するものとする。
- 11 運営事業者は、トライアル販売品で販売実績が好調なものについては、プラザの通常商品としての販売に考慮するものとする。

## 第10 その他

- 1 申込者が、トライアル販売期間中において販売を中止しようとするときは、県の承認を受けなければならない。
- 2 県は、トライアル販売品において不適切な事由等が認められた場合は、その商品の販売を中止することができる。
- 3 トライアル販売に関し、この要領に定めのない事項については別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年4月18日から施行する。